

国立大学法人鹿屋体育大学理事選考規則

平成16年4月1日
規則第15号
改正 平成20年7月25日
規則第16号
平成28年7月27日
規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）その他の法令及び国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）に定めるもののほか、国立大学法人鹿屋体育大学理事（以下「理事」という。）の選考、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(理事)

第2条 通則第7条第2項及び第3項の規定に基づき、法人に次に掲げる理事を置く。

- (1) 常勤の理事 2人
- (2) 非常勤の理事 1人

(任期等)

第3条 理事の任期は、2年を超えない範囲内で学長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、理事を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 理事が任期満了前に辞任し、又は欠員が生じた場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考時期)

第4条 理事の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 理事の任期が満了するとき。
- (2) 理事が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事が欠員となったとき。

2 理事の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(理事の職務分担)

第5条 理事の職務分担は、学長が別に定める。

(解任)

第6条 学長は、理事が通則第17条に規定する解任事由に該当するに至ったときは、その理由を付して役員会に附議するものとする。

(解釈等)

第7条 この規則の解釈について疑義があるときは、役員会が決定する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、理事について必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平20.7.25規則第16号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平28.7.27規則第24号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する